

ゲーメンテナンスパック利用規約

第1条（総則）

1. ゲーメンテナンスパック利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社プロトコーポレーション（以下「当社」といいます。）が提供するゲーメンテナンスパック（第2条第1項に定義します。以下「本サービス」といいます。）を利用するお客様（以下「お客様」といいます。）と当社との間の権利関係が定められています。
2. 本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読み頂いた上で、本規約に同意いただく必要があります。
3. 本サービスにて使用するウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます。）上で、本サービスのご利用に際して付加されている個別の付属規約は、本規約の一部を構成しており、それらすべてを含めたものが本規約となります。

第2条（定義）

本規約において用いる用語の定義は以下に定めるとおりとします。

- (1) 「ゲーメンテナンスパック」とは、当社が指定する整備工場において、契約車両の法定点検および定期交換部品の交換を実施するメンテナンスに関するサービスを指します
- (2) 「本サービス契約」とは、お客様と当社の間で本規約に基づいてなされる本サービスに関する契約を指します
- (3) 「契約車両」とは、お客様と当社との本サービス契約により、本サービスの提供の対象となる車両を指します
- (4) 「対象車両」とは、当社の定める本サービス契約の申し込みが可能な車両を指します
- (5) 「法定点検」とは、道路運送車両法第48条に定める自動車の点検を指します
- (6) 「整備工場」とは、当社が指定する当社の業務委託先の指定工場および認証工場を指します
- (7) 「会員証」とは、本サービス契約の有効期間契約車両の登録番号、車台番号等の必要事項が記入された、お客様が本サービスの契約者であることを示すウェブ上の証票を指します
- (8) 「故障診断」とは、当社が定める器材、実施手順によって自動車の故障診断を行い、当社が定める故障診断書を発行するサービスを指します

第3条（適用範囲）

1. 本規約は、本サービスの提供条件および本サービスを利用されるお客様と当社との一切の関係について適用されます。
2. 本規約の規定は、日本国内においてのみ有効であり、日本国内で使用される車両にのみ適用されます。日本以外の国において契約車両が使用される場合は、当社は本サービスを提供しないものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 当社は、お客様の一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、本サービスに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、本サービスの目的の範囲内で、お客様の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更できるものとします。

2. 当社は、前項の定めに基づいて本規約の変更を行う場合は、変更後の内容を本ウェブサイト上に表示することで周知するものとし、この周知の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から、変更後の内容が適用されるものとしします。

第5条（本サービスの変更・廃止）

1. 当社は、お客様に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の一部または全部の変更、追加および廃止をすることができます。ただし、本サービスの全部を廃止する場合には、3ヶ月以上前にお客様にその旨を通知します。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を全部または一部中止する措置をとることができるものとしします。
 - (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生した場合、またはそれらが発生するおそれがある場合
 - (2) 本サービスのシステム保守を定期的にはまたは緊急に行う場合
 - (3) 当社が設置する電気通信設備等に障害が発生した場合
 - (4) 本サービスの一部に使用している外部システムが利用できなくなった場合
 - (5) 第三者による妨害行為等により本サービスの継続に重大な支障を与えるおそれがある場合
 - (6) その他本サービスの継続に支障を与えるようなやむをえない事由が生じた場合
3. 当社は、前項の規定により本サービスの運用を中止する場合、当社が適当と判断する時点で事前にお客様にその旨通知します。ただし、緊急の場合には、この限りではありません。
4. 当社は本条に基づく本サービスの提供の変更、追加および廃止ならびに中止によって生じたお客様の損害につき、当社の故意または重過失を除き一切責任を負いません。

第6条（対象車両）

1. 対象車両は、日本国内で自家用乗用車として使用されている車両としします。
2. 以下の各号に該当する車両については、本サービス契約を申し込むことができません。万一、誤って申し込み手続きが完了した場合、当該契約は無効とし、当社は、お客様に対し、受領済みの利用料金を速やかに返還するものとしします。ただし、お客様が本サービスの提供を受けていたときは、当該サービスを実施した整備工場が顧客に請求する代金相当額を利用料金から控除して返還するものとしします。
 - (1) 輸入車
 - (2) レンタカー
 - (3) 分類番号が3・5・7ナンバー以外の車両
 - (4) 業務用途を目的とした車両（事業用登録車以外も含む）
 - (5) 特種用途車両（キャンピングカー、教習車、事務室車、霊柩車等）
 - (6) ディーゼル車、電気自動車、天然ガス車、燃料電池車、LPG車等のガソリンまたはハイブリッド車以外の燃料車
 - (7) 法令に違反しているか、または当社が認めていない改造、架装、変更が加えられている車両
 - (8) 競技車両
 - (9) 冠水車
 - (10) その他当社が定める車両

第7条（本サービス契約の申し込み）

1. 本サービス契約の申し込みをする者は、あらかじめ本規約に同意した上で、当社所定の申し込みフォームに必要事項を記入し、本ウェブサイトを経由して、当社宛に申し込みをし、利用料金を支払うものとしします。
2. 当社は、第1項の申し込みを承諾する場合、契約車両1台につき、その所有者または使用者と本サービス契約を締結するものとしします。
3. 申し込みができる者は、第6条に定める対象車両の所有者または使用者としします。対象車両の所有者または使用者として自動車検査証に登録されていない者は、本サービス契約を申し込むことができません。

第8条（本サービス契約の有効期間）

本サービス契約の有効期間は、以下の契約締結日から契約終了日までとしします。

- (1) 契約締結日は、当社がお客様に対して申し込みを承諾する旨を通知した日としします。
- (2) 契約終了日は、第1項に定める契約締結日から24ヶ月後（新車パックの場合は36ヶ月後）の応当日の前日とし、会員証の「有効期限」欄に記載しします。ただし、契約終了日前に12ヶ月点検および24ヶ月点検（新車パックの場合は12ヶ月点検、24ヶ月点検および36ヶ月点検）を各1回実施した場合、その日をもって契約終了日としします。
- (3) 本サービスの提供期間は、契約締結日から契約終了日までとしします。

第9条（本サービスの適用）

1. お客様が、本サービスの提供を受ける場合には、本サービスの提供期間内に本サービスに定める時期に応じて、整備工場の中からお客様が選択する整備工場に契約車両を持ち込み、整備手帳および自動車検査証を提示の上、整備工場に本サービスの実施を申し付けるものとしします。
2. お客様は、契約車両につき以下の事項を遵守するものとしします。
 - (1) 取扱説明書に示す取扱方法に従った使用
 - (2) 日常点検および整備（高速走行前の点検を含む）の実施
 - (3) 法定点検の実施が確認できる整備手帳および自動車検査証の提示
3. 本サービス提供のために、本人確認を求められたにもかかわらず、お客様が提供しない場合は、本サービスが受けられないことがあります。

第10条（本サービスの内容）

1. 当社は、別紙1「本サービスの内容」に基づき、整備工場の中からお客様が指定する整備工場をして、契約車両の法定点検、定期交換部品の交換を実施しします。なお、交換のために取り外した部品は、当社の所有物となります。
2. 本サービスに、以下の内容は含まれません。
 - (1) 第1項に定められていない項目
 - (2) タイヤ、バッテリー、その他別紙1「本サービスの内容」に定めていない定期交換部品、消耗部品、油脂類の交換・補充に要する代金および部品代、修理に要する修理代金および部品代
 - (3) 納車・引取りサービス
 - (4) 代車サービス
 - (5) 契約車両が使用できないことによる損失補償（休業補償、営業補償、逸失利益等）

第 11 条（本サービスが適用されない事項）

当社が、以下に該当または起因する事項と判断する場合、本サービスは適用されません。

- (1) 整備工場（第 2 条第 6 号に定義するものをいいます。）以外でのメンテナンス費用
- (2) お客様の故意または過失により、生じた追加の整備費用
- (3) 法令で認められていないまたは当社が認めない改造、架装が行なわれていた場合
- (4) 取扱説明書に示す取扱方法と異なる使用がされていた場合
- (5) 第 6 条に定める対象車両に該当しない車両であった場合
- (6) 第 12 条に該当する行為が発生した場合
- (7) 第 15 条の事由が発生した場合
- (8) 一般に走行しない場所での走行、またはレース、ラリー等過酷な条件下で走行した場合
- (9) その他本サービスの適用を認めることが、社会通念上不相当または不公正と認められる客観的
事由がある場合

第 12 条（禁止事項）

1. お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令または本規約に違反する行為またはそのおそれがある行為
- (2) 当社または第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (3) 本サービスの全部または一部を、有償・無償を問わず、当社の事前の承諾なしに、第三者に貸与・
使用させる行為
- (4) 本サービスまたは本ウェブサイトを日本国外で利用する行為
- (5) 本サービスまたは本ウェブサイトの提供を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (6) 虚偽、不完全、不正確な情報を本サービスに登録するまたは当社に届け出る行為
- (7) 他のお客様または第三者になりすます行為
- (8) 他のお客様の利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (9) 当社または整備工場に対しての暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧、不当要求、その他恐怖を感じさ
せるような行為
- (10) 公序良俗に反する行為
- (11) 当社の事業に支障を与える行為

2. お客様が前項各号のいずれかに該当する場合、当社は、お客様に対して催告の上、本サービス契約
を全部または一部解除することができるものとします。ただし、お客様に生じた事由が、催告によ
る改善が見込まれない場合、または当社とお客様との信頼関係を破壊する程度のものである場合は、
お客様に対する催告を要しません。

第 13 条（届出事項、変更事項、連絡または通知について）

1. 会員証に記載されているお客様の氏名、住所、電話番号、契約車両の登録番号等に変更があった場
合、お客様はその変更事項につき、当社の指定する方法をもって、当社へ速やかに届け出るもの
とします。
2. お客様は、契約車両を譲渡または廃車する場合は、予め当社所定の方法により、当社へ解約を届け
出るものとします。

3. 当社からお客様に通知を行う場合は、お客様から当社に届け出がなされている氏名、電話番号宛に行います。なお、お客様がその氏名または電話番号に変更があったにもかかわらず、本条第1項に定める届け出を怠った場合には、当社からの通知は、お客様から当社に届け出がなされている宛先への発送をもって、有効に行なわれたものとみなします。

第14条（本サービス契約の譲渡・継承）

お客様の契約上の権利義務は、お客様の一身専属的なものとみなし、包括または特定承継を問わず一切これを第三者に譲渡・継承させ、また担保に供することはできないものとします。ただし、第15条第4項第5号ただし書きに定める場合を除きます。

第15条（本サービス契約の解約・解除・終了）

1. 当社が第5条に基づき、本サービスを中止または廃止する場合、3ヶ月間の予告期間をもってお客様に通知の上、本サービスの提供を中止し、本サービス契約を解約することができるものとします。この時、本サービスが未提供の場合、当社は、別紙2の1.（当社都合による本サービス契約の解約）に従いお客様に返金をします。
2. お客様による本サービス契約の解約は、以下に該当する場合に限り、支払い済みの利用料金のうち所定の金額を本サービス契約の終了の日から60日以内に返還します。
 - ・ お客様から当社が定める窓口に契約解除の申し出があった場合に、別紙2の2.（お客様都合による本サービス契約の解約）に定める条件に応じて所定の金額を返還します。ただし、契約終了日の3ヶ月より前に解約届の提出を完了した場合に限りです。
3. お客様からの有効な解約届を当社が受領した日をもって本サービス契約は終了するものとします。
4. 第8条に定める契約期間中（契約締結日から契約終了日まで）に、以下の事由が生じた場合、その事由が発生した時点で本サービス契約は終了するものとします。
 - （1） 契約車両の使用が不可能であると判断された場合
 - （2） お客様が契約車両の正当な所有者または使用者でなくなった場合
 - （3） 契約車両の登録が抹消または返納された場合
 - （4） 契約車両が第6条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合
 - （5） 本サービス契約締結時に、お客様が契約車両の使用者であった場合において、お客様が契約車両の使用者でなくなった場合
ただし、実質的な使用者に変更のない次の場合に限り所定の用紙をもって届け出ることにより継承することができます
 - ・ 同居の親族間（民法第725条の規定による）における使用者の変更
 - ・ 個人事業主と法人間の変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合
 - ・ 法人の組織変更・商号変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合
 - （6） 個人お客様の死亡または法人お客様の解散の場合
 - （7） 本サービス契約の申し込み者およびお客様が第22条に該当する場合
5. 第4項第1号乃至第6号に該当する場合であっても、お客様が第2項に定める利用料金の返還を求める場合は、当社に対して第2項に定める手続きを行う必要があります。
6. 本サービス契約の申し込み者およびお客様が第21条に該当する場合、当社は、整備工場の認識の有無を問わず、本サービス契約の申し込みを拒絶し、または本サービス契約を無催告で解除することができるものとし、利用料金の返還を行わないものとします。

7. 本サービス提供後に、本サービス契約の解約、解除、終了等の事由により本サービスの提供を受ける権利を有していなかったことが判明した場合には、本サービスの提供に要した費用については、提供を受けた者が負担するものとします。

第 16 条（利用料金）

1. お客様は、本サービスの利用料金として所定の料金を（別紙 1 の 1. 「サービス料金表」参照）申し込み時に当社の指定する支払方法で一括して支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金の返還については、第 15 条の規定によるものとします。

第 17 条（個人情報の利用）

1. 当社が、お客様から取得する氏名、電話番号、住所等、特定の個人を識別することができる情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定める個人情報をいいます。以下「個人情報」といいます。）については、別途定める「個人情報保護方針」の規定に従って取扱います。

【当社における個人情報保護方針】

<https://www.proto-g.co.jp/privacypolicy.html>

【当社における個人情報の取扱いについて】

<https://www.proto-g.co.jp/privacypolicy2.html>

2. 当社は、お客様から提供される個人情報を以下の場合を除き第三者に提供しません。
 - (1) お客様の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
3. 当社は、第 1 項記載の利用目的の達成に必要な範囲内で、当社より業務の委託を受けた第三者（以下「委託先」といいます。）に、個人情報の取扱いを委託します。なお、委託先は、委託された業務以外に当該情報を使用しないものとします。
委託先の例：当社指定の事務局業務の委託会社、整備工場
4. 当社は、お客様から取得した個人情報への不正なアクセスまたは個人情報の紛失、破棄、改竄、漏洩などの危機に対して、技術面および組織面において必要な安全対策を継続的に講じるものとします。
5. お客様は、当社が取得した個人情報について利用目的の通知および開示を求めることができます。また、個人情報の内容が事実でない場合には、訂正、追加または削除を求めることができます。

第 18 条（利用環境）

1. お客様は、本サービスを利用するために必要な通信機器やソフトウェア、通信手段等を自己の費用

と責任において用意し、それらを適切に設置、操作するものとします。

2. お客様が本ウェブサイトへの接続中、回線の都合等で接続が中断したことにより、お客様に不利益または損害が発生したとしても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。

第 19 条（免責事項）

1. 当社は、本サービスによって提供する情報（以下「提供情報」といいます。）について、いかなる種類の保証も付けることはなく、とりわけ、これらの機密性、完全性、可用性、安全性、有用性、適法性については、いかなる表明または保証（明示的、黙示的を問わず）も行いません。
2. 当社は、お客様による提供情報の使用（入手、収集、編纂、解釈、分析、編集、翻訳、送付、伝達、配布に関わる誤りおよびこれに依拠して製品を購入した場合のトラブルも含まれますがこれに限られません。）または当社提供情報の使用が不可能であることによりお客様に生じる損害について、一切の責任を負いません。
3. 本ウェブサイト上からリンクされているウェブサイトは、それぞれの運営者の責任によって運営されており、また、本ウェブサイト上に掲載されている広告からリンクされているウェブサイトは広告主の責任により運営されています。
4. 本サービスに関し、お客様と第三者との間に生じた紛争、および第三者の行為によりお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。
5. 本サービス上に掲載されている広告によって行われる取引に起因する損害および広告が掲載されたこと自体に起因する損害について、当社は一切責任を負いません。
6. 当社は、本サービスおよび広告主を含む第三者のウェブサイトからのダウンロードやコンピューターウイルス感染等により発生した、コンピューター、回線、ソフトウェア等の損害について、一切責任を負わないものとします。
7. お客様の本規約違反に起因または関連して生じたすべてのクレームや請求への対応に関連して当社に費用が発生した場合、または賠償金等の支払いを行った場合については、お客様は当該費用および賠償金等（当社が支払った弁護士費用を含みますがこれに限りません。）を負担するものとします。
8. 当社は、本サービスの提供、遅延、変更、追加および廃止ならびに中止、または本サービスを通じて登録、提供される情報の漏洩もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生したお客様の損害について、当社に故意または重過失がある場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。

第 20 条（本規約の効力）

本規約は 2022 年 9 月 12 日から発効するものとし、過去の当社が定めるいかなる規約に優先して適用されるものとします。本規約改定後は、当該改定後最新の規約が優先して適用されるものとします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

お客様は、自己または自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 自己または自己の役員若しくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有することお客様

第 22 条（故障診断の診断情報の非保証）

1. お客様は、故障診断の診断情報があくまでも本サービスに基づく自動車の故障診断時点の車両状態を示すものであり、本サービスについてのそれ以外の一切の情報を担保せず、また将来にわたり本サービスの効果を担保するものではなく、一切の保証が存在しないことを承諾するものとします。
2. お客様は、故障診断が第 6 条に定める全ての対象車両において、診断情報を提供するものを保証するものではなく、故障診断の未提供に基づく、当社への請求または契約の解除が行えないことを承諾するものとします。

第 23 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 24 条（協議解決）

本規約その他本サービスに関する規定、規約等の解釈に疑義が生じた場合、またはそれらに規定されていない事項については、当社およびお客様は、協議の上円満に解決するものとします。

第 25 条（準拠法・管轄裁判所）

本規約は、日本法を準拠法とし、当社との本サービスに関する一切の紛争については、名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022 年 9 月 12 日制定

別紙 1

(本サービスの内容)

時期		6ヶ月目	12ヶ月目	18ヶ月目	24ヶ月目	30ヶ月目	36ヶ月目
提供サービス		故障診断	故障診断	故障診断	故障診断	/	/
		オイル交換	オイル交換	オイル交換	オイル交換		
			オイルフィルター交換		オイルフィルター交換		
			12ヶ月点検		24ヶ月点検		
					検査/登録		
次回車検	次回車検付	○	○	○	○	-	-
24ヶ月後	次回車検無	○	○	○	-	-	-
提供サービス		故障診断	故障診断	故障診断	故障診断	故障診断	故障診断
		オイル交換	オイル交換	オイル交換	オイル交換	オイル交換	オイル交換
			オイルフィルター交換		オイルフィルター交換		オイルフィルター交換
			12ヶ月点検		12ヶ月点検		24ヶ月点検
							検査/登録
次回車検	次回車検付	○	○	○	○	○	○
36ヶ月後	次回車検無	○	○	○	○	○	-

別紙 1 の 1 .

(サービス料金表・消費税込)

		軽自動車	~1,500cc	1,501cc~ 2,000cc	2,001cc~ 2,500cc	2,501cc~ 3,000cc	3,001cc~
車検/中古車 新規時	次回車検付	52,800円	59,400円	64,900円	73,700円	79,200円	84,700円
	次回車検無	25,850円	29,700円	32,450円	37,950円	40,700円	43,450円
新車販売時	次回車検付	74,800円	84,700円	92,400円	105,600円	113,300円	121,000円
	次回車検無	47,850円	55,000円	59,950円	69,850円	74,800円	79,750円

別紙2の1.

(当社都合による本サービス契約の解約)

第15条第1項に定める解約による利用料金の返金額は、以下の定めに従い算出するものとします。

(振込手数料は当社負担)

「返金額」＝「支払済みの利用料金」－「提供済みサービス料金（当該サービスを実施した整備工場が顧客に請求する代金相当額の利用料金）」

別紙2の2.

(お客様都合による本サービス契約の解約)

第15条第2項に定める解約による利用料金の返金額は、以下の定めに従い算出するものとします。

(振込手数料はお客様負担)

「返金額」＝「支払済みの利用料金」－「提供済みサービス料金（当該サービスを実施した整備工場が顧客に請求する代金相当額の利用料金）」－「解約手数料5,500円（消費税込）」－「振込手数料」

上記の計算式に基づき、返金額が1円以上となった場合は、当該返金額をご返金します。

2022年9月12日制定